

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の規模について、平成二十八年三月三十一日までの間、防災上有効な備蓄倉庫その他の施設又は都市の居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する民間都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五百平方メートル以上とすること。

(附則第一条の三関係)

第二 民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の施行される地域について、平成二十八年三月三十一日までの間、防災上有効な備蓄倉庫その他の施設を有する建築物の整備に関する民間都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、三大都市を対象とすること。

(附則第一条の四関係)

第三 この政令は、公布の日から施行すること。